

事案書 (☒ 経営会議 ☐ 調整会議)

開催日：令和4年2月17日（木）

担当課：環境施設農政部 環境総務課

件 名：大和市地球温暖化対策実行計画について	
提出理由：大和市地球温暖化対策実行計画の改定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 本市は、1997(平成9)年12月に「環境基本法」に基づき「大和市環境を守り育てる基本条例」を制定、1999(平成11)年3月には「大和市環境基本計画」を策定し、この中で、温室効果ガスの排出量削減を目標の一つに位置付け、施策を掲げた。 - また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、「大和市地球温暖化対策実行計画」(以下「温暖化対策実行計画」という。)を策定し、施策を推進してきた。 - 温暖化対策実行計画については、2018(平成30)年3月の見直しにあたって、環境基本計画の改定と同時期であったことなどを踏まえ、新たな環境基本計画(計画期間：H30～R9年度)に統合した。この中で、温室効果ガス排出量の削減については、国の示す「2030年度までに2013年度比26%削減」に即した目標を定め、現在、施策を展開している。 - こうした中、近年、地球温暖化による気候変動が顕著となっていることなどに鑑み、国は、2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言、その後、2021(令和3)年5月に法改正、6月には今後5年間に重点的に取り組む脱炭素施策などをまとめた「地域脱炭素ロードマップ」を策定した。 - また、10月には、国全体の削減方針等を定める「地球温暖化対策計画」において削減目標を2030年度までに2013年度対比「46%減」、国の所管事務・事業の削減方針等を定める「政府実行計画」において削減目標を「50%減」に、それぞれ改定し、国と連動した計画期間、削減目標、脱炭素施策の推進を計画に掲げるよう地方自治体に呼び掛けている。 2. 温暖化対策実行計画改定の基本的な考え方 - 国の考え方等を踏まえ、温暖化対策実行計画の全面改定を行うために、環境基本計画から分離し、単独の計画として位置づけなおす。	- 計画期間や目標値は、国の「地球温暖化対策計画」、「政府実行計画」と整合を図るとともに、具体的な取り組みについては、本市の地域特性や「地域脱炭素ロードマップ」等を踏まえて設定する。 3. 次期温暖化対策実行計画の概要 (1) 計画の位置づけ - 法に定められた「地方公共団体実行計画」に位置付けるとともに、健康都市やまと総合計画における分野別計画とする。 (2) 計画期間 2022(令和4)年度～2030(令和12)年度 (3) 目標 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、地球温暖化対策計画等に即し、2030(令和12)年度の削減目標を以下の通りとする。 大和市全体(「区域施策編」)：46%削減 市役所業務(「事務・事業編」)：50%削減 ※2013年度比 (4) 削減目標達成に向けた施策(概要) 「区域施策編」 - 太陽光発電設備等の設置促進 - 次世代自動車の普及促進 など 「事務・事業編」 - 再生可能エネルギー由来の電力への切替え - 廃プラスチック焼却量の削減 など (5) 進行管理 - 毎年度、温室効果ガスの排出削減目標の達成状況を確認し、進行管理を行う。 - 環境審議会による点検結果等を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行う。 4. その他 - 現行の環境基本計画については、温暖化対策実行計画部分の削除と、計画期間である2027(令和9)年度までの温室効果ガス削減目標の更新等を行う。
経 過 R3. 5 法改正 R3. 10 国が地球温暖化対策計画を改定 R3. 12 国が「地方公共団体実行計画 策定・実施マニュアル」の案を提示(R4.2策定予定)	今後の予定 R4. 2～3 環境審議会、市民意見公募手続 R4. 4 温暖化対策実行計画の改定 「大和市気候非常事態宣言」実施